

登録教習機関の登録区分の休止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する第49条の規定による技能講習業務の一部休止の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- (1) 登録教習機関名：コマツ教習所(株)
- (2) 登録教習機関所在地
：神奈川県横浜市港北区新横浜3-2-6 VORT新横浜6階
- (3) 登録教習機関事務所の名称：コマツ教習所 (株)静岡センタ
- (4) 登録教習機関事務所の所在地
：静岡市駿河区国吉田1丁目11-30
- (5) 登録番号：第56号
- (6) 休止区分：

第56-1号	車両系建設機械（整地等）運転技能講習
第56-2号	車両系建設機械（解体用）運転技能講習
第56-3号	フォークリフト運転技能講習
第56-4号	ショベルローダー等運転技能講習
第56-5号	小型移動式クレーン運転技能講習
第56-6号	高所作業車運転技能講習
第56-7号	不整地運搬車運転技能講習
第56-8号	玉掛け技能講習
第56-9号	ガス溶接技能講習
- (7) 休止年月日：令和5年11月1日
- (8) 休止期間：令和5年11月1日～令和6年3月30日

令和5年10月20日

静岡労働局長

